高　福　第　１１７０　号
令和７年（2025 年）７月 15 日

各介護サービス事業所等の管理者　様

北海道保健福祉福祉局
高齢者保健福祉課介護運営担当課長

令和７年度（2025 年度）介護ロボット導入支援事業費補助金に係る意向調査の実施について

日頃より、本道の福祉行政の推進に格別のご配意を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、各介護サービス事業所における今年度の本事業の活用意向を把握したいので、下記により期限までの御回答をお願いします。

なお、今年度、本補助金の活用をご希望される場合は、本調査への御回答をお願いします。

また、本調査及び事前協議の結果、補助要望が道予算額を上回った場合は、一定の交付率を設けることや、優先順位を設けて補助金の採択・不採択を行うなどの措置を講じる場合があることを申し添えます。

記

1　事業概要

※詳細については、別紙「令和７年度介護ロボット導入支援事業費補助金　事業概要（案）」参照

（１）対象事業所

道内に所在する、次の施設・事業所。

ア　介護保険法に基づく介護サービス事業の指定・許可を受けた施設・事業所

イ　老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

（２）事業区分

区　分		対象機器一覧
ア	介護テクノロジー（移乗等）	経済産業省と厚生労働省が定める「介護テクノロジーの重点分野（９分野 16 項目）」に該当する機器 ※「福祉用具システム（ＴＡＩＳ）」において「介護テクノロジー」として選定された機器が対象 （https://www.techno-tais.jp/）
イ	介護テクノロジー（介護業務支援）	
ウ	道が認める機器	上記を除く機器のうち、業務改善に資すると認められる機器
エ	介護テクノロジーパッケージ型導入支援	アに該当する見守り機器等とイに該当する介護業務支援機器（必須）を同時に導入する場合
オ	導入支援と一体的に行う業務改善支援	

（３）対象要件

○　独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」（※）の「★一つ星」又は「★★二つ星」のいずれかに宣言（登録）すること。

○　「科学的介護情報システム（ Long-term care Information system For Evidence；LIFE（ライフ）。以下「LIFE」という。）に登録すること。

○　介護老人福祉施設等の施設系・居住系サービス事業所については、「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（名称は問わない。）」を設置すること。

○　訪問介護や居宅介護支援事業等の通所系・訪問系サービス事業所については、令和７年度内に、公益財団法人国民健康保険中央会が運用する「ケアプランデータ連携システム」の利用を開始すること。

2　意向調査の実施方法

別添「令和７年度（2025 年度）介護ロボット導入支援事業に係る意向調査票」に必要事項を記載し、電子届出システムにより回答。　＜ＵＲＬ：https://www.harp.lg.jp/uovCWAr7＞

3　回答期限

令和７年（2025 年）８月８日（金）

※提出期限を超えて回答されたものは、原則として、受付できませんのでご留意願います。

4　意向調査に係る留意事項

（１）令和７年度における事業概要（案）を必ずご確認の上、回答願います。

（２）事業費の積算にあたっては、導入機器等の見積書を徴収するなど、現時点でわかる正確な金額を見込んでください。

（３）補助の対象となる機器は、重点分野（９分野 16 項目）の分野ごとに、１機器限りとなります。

（例）『見守り（施設）』に該当する、「見守りカメラ」と「見守りセンサー」　⇒　どちらか１機器のみ対象
『移乗支援（非装着）』に該当する「ベッド」と『見守り（施設）』に該当する「見守りセンサー」　⇒　どちらの機器も対象

（４）本調査の回答後、補助対象とする導入機器は、原則、変更できません。
本調査以降に、導入（補助対象）機器を変更する場合、事前にご相談願います。

5　補助金事務に係る留意事項

（１）本補助金の申請等に係る事務手続きの流れは、次のとおりです。

【事務手続き等の流れ（イメージ）】

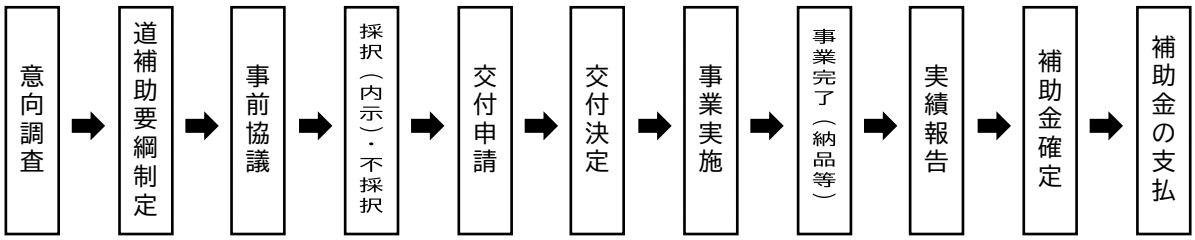

（２）補助事業は、原則、交付決定後に事業実施していただくことになりますが、納品に時間を要する等の理由により、やむを得ず早期発注が必要な場合にあっては、道の内示通知をもって、機器等の発注をすることができます。
ただし、内示前に発注等を行っている場合は、本補助金の対象外となります。

（３）本補助金に係る事業完了日（補助対象機器の納品）は、令和８年２月末とする予定ですので、納入業者等との調整にあたっては、納品日（納入期限）の設定にご留意願います。

6　その他

本調査につきましては、当課ＨＰにも掲載しておりますので参考としてください。

＜当課ＨＰ：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/223347.html＞

7　添付資料

（１）令和７年度介護ロボット導入支援事業実施概要（案）

（２）「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

介護人材係（担当：山内・土屋）
電　話：011-204-5272（内線：25-674）
Email：hofuku.kouhuku1@pref.hokkaido.lg.jp